

浦和競馬場給茶業務仕様書

1 業務内容

浦和競馬場内の対面給茶コーナーおよび自動給茶機を、円滑に維持運営する業務とする。

- (1) 浦和競馬場スタンド内給茶コーナーにおけるドリンク準備および給茶接待
- (2) 場内設置給茶機の運転管理
- (3) 場内設置給茶機への補充・清掃等
- (4) 給茶に係る消耗品の整理・移動・在庫管理等
- (5) 給茶に係る機器・周辺の清掃など、衛生管理の徹底

2 実施日数

- | | |
|------------------------|-------------|
| (1) 本場開催日 | 5 6 日 (A) |
| (2) 南関東 | 1 1 6 日 (B) |
| (3) 南関東 (特異日) | 1 2 日 (C) |
| (4) 南関東 (大井船橋リレー) | 3 日 (D) |
| (5) J R A (土曜日・祝祭日) | 3 4 日 (E) |
| (6) J R A (日曜日・ホープフルS) | 4 9 日 (F) |
| (7) J R A (有馬記念) | 1 日 (G) |
| (8) J R A (暑熱対策実施日) | 2 日 (H) |

※A～Hの区分は、添付資料 (別紙1) に記載。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により日数は変更となる場合がある。

3 実施時間

- | | |
|---------|--|
| A | 浦和競馬第1レース発走 90 分前 ~ 浦和競馬最終レース発走 30 分後 |
| B、C、D | 当日の開催場において最初に行われる第1レース発走 60 分前
~ 当日の開催場において最後に行われるレース発走 30 分後 |
| E、F、G、H | 当日の開催場において最初に行われるレースの発走 90 分前
~ 当日の開催場において最後に行われるレースの発走 30 分後 |

4 各スタンドの対面給茶コーナー、自動給茶機の設置数 (別紙2)

- | | | |
|------------|----|---------------------|
| (1) 2号スタンド | 4階 | 対面給茶コーナー1か所、自動給茶機1台 |
| | 3階 | 対面給茶コーナー1か所 |
| | 2階 | 自動給茶機1台 |
| | 1階 | 自動給茶機1台 |
| (2) 3号スタンド | 4階 | 自動給茶機2台 |
| | 3階 | 自動給茶機3台 |
| | 1階 | 自動給茶機1台 |

5 稼働フロア

- | | |
|---|------------------------------------|
| A | : 2号スタンド1階、2階、3階、4階・3号スタンド1階、3階、4階 |
| B | : 3号スタンド1階、4階 |
| C | : 3号スタンド1階、3階、4階 |
| D | : 3号スタンド1階、4階 |
| E | : 2号スタンド1階・3号スタンド1階、3階、4階 |
| F | : 2号スタンド1階、2階・3号スタンド1階、3階、4階 |
| G | : 2号スタンド1階、2階、3階・3号スタンド1階、3階、4階 |
| H | : 2号スタンド1階、2階・3号スタンド1階、3階、4階 |

※稼働フロアは変更となる場合がある。

6 服務規程

- (1) お客様に対しての言葉遣いは丁寧にするとともに、組合の認めるユニフォームを用意、着用すること。
- (2) 業務上知り得た秘密は、いかなる理由があろうとも他言してはならない。また、契約終了後もしくは従事者の退職後も適用されるものとする。

7 教育

受託者は、本業務に従事する可能性のある者すべてに対して、本業務を行うために必要な知識を十分に教育しなければならない。

8 浦和競馬場での勝馬投票券購入等の禁止について

受託者は業務中、次の事項を遵守すること。また、受託者は、受託者の従業員、派遣社員等（再委託先の者を含む）に本事項の周知、徹底を図ること。

- (1) 浦和競馬場において、すべての勝馬投票券の購入及び払戻しを行わないこと。
- (2) その他、競馬に係る不正又は不正と疑われる行為を行わないこと。

9 その他注意事項等

- (1) 大規模災害、事故や気象警報発生時等、委託者の判断により、業務の一部または全部を実施しないことがある。その際は、双方協議の上、出来高に基づいて支払い額を決めることとする。
- (2) 令和6年度の歳入歳出予算案が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該事業費にかかる減額等があったときは、本業務委託を停止、中止又は取り消すことがある。
なお、この場合において、すでに要した費用を委託者に請求することができない。
- (3) 仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたとき、委託者と受託者は遅滞なく協議を行い、定めることとする。